

1. 基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校では、全ての学生が安心して学校生活をおくれるように、いじめの防止等の対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的な又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

学校及び学校の教職員は、関係者・関係諸機関との連携をはかりつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの防止等の対策

いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に協力体制をとり実践に当たるため、次のような取組を行う。

- (1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図る。
- (2) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努め、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたる。
- (3) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養ったり、学生が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) 教職員の言動が学生に大きな影響力を持つことを認識し、教職員自身が学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- (5) いじめの未然防止のため、以下の行事・活動を実施する。
 - ・1年生対象 メンタルヘルス講演会
 - ・1年生対象 サイバー犯罪防止講演会
 - ・1年生対象 人権に関するアンケート
 - ・2年生対象 輝くいのちのために講演会
 - ・3年生対象 アサーション講演会
 - ・4年生対象 自殺予防ワークショップ
 - ・全学年対象 高専生活アンケート
- (6) 教職員向けに、兵庫県教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」を活用する。
- (7) 学生、保護者、教職員にいじめ防止等の啓発活動は、「人権教育推進委員会」「いじめ対策会議」が連携し実施する。

3. いじめの早期発見について

- (1) 「どの学校でも、どの学生にも起こり得る」問題であることを認識し、日頃から、学生が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- (2) 学校は、定期的なアンケート調査や学生相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、学生が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (3) 次にあげるものを窓口として、学生・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・学生相談室
 - ・ハラスメント相談員
 - ・留学生チューター
 - ・オフィスアワー
 - ・学生からの意見箱
 - ・寮生会活動
 - ・保護者懇談会

4. いじめに対する措置について

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。学生や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた学生やいじめを知らせてきた学生の安全を確保する。
- (2) 発見・通報を受けた教職員は一人では抱え込まず、学校全体（いじめ対策会議等）で組織的に対応を行う。
- (3) いじめを受けた学生には、心のケアや授業等における柔軟な対応を行い、いじめから守る。保護者には、事実関係の説明を行う。いじめられた学生にとって信頼できる友人・教職員等と連携し、いじめられた学生に寄り添う体制を作る。
- (4) いじめたとされる学生から事情聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校はいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。いじめた学生には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別な指導医計画による指導の他、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。保護者には事実関係の説明を行う。
- (5) いじめを見ていた学生に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見ているだけの「傍観者」の中から、いじめを抑制する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。全ての学生が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう指導する。
- (6) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。
- (7) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて警察や法務局等と連携する。
- (8) いじめの重大事態が発生した場合は、明石工業高等専門学校危機管理規程に則り、対応を行う。

いじめの重大事態として取り扱う際の判断基準。

 - ・学生が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・年間の欠席が30日程度の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

相談機関

ひょうごっ子悩み相談センター

電話相談（ひょうごっ子＜いじめ・体罰＞相談 24 時間ホットライン）

開設時間：9:00～21:00（12/28～1/3 は休み）

電話：0120-783-111（通話料無料）

※兵庫県外からは、0795-42-6004 へ。

携帯電話からの場合：0795-42-6004（通話料有料）

開設時間：21:00～9:00（12/28～1/3 は休み）

電話：0795-42-6559（通話料有料）

面談相談（予約制、1 回の相談は 1 時間程度）

相談予約：0120-783-111（通話料無料）

携帯電話からの場合：0795-42-6004（通話料有料）

相談日時：月～金 9:00～17:00（祝日と 12/28～1/3 は休み）

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談

電話相談

開設時間：月～土 14:00～19:00（祝日、12/28～1/3 は休み）

電話：06-4868-3395

F A X 相談

F A X：06-4868-3396

電子メールで相談

メール：soudan@hyogokko.npos.biz

W e b サイトからの相談

アドレス：<http://hyogokko.npos.biz>

子どもの人権 110 番

電話相談

開設時間：平日 8:30～17:15

電話：0120-007-110（通話料無料）

※IP 電話からは、078-393-0118（通話料有料）

「K O S E N 健康相談室」

電話相談

開設時間：9:00～22:00

電話番号は、配布済の案内を参照してください